

Ⅲ. 検討の視点と論点

80年代以降の経済社会政策の特徴を「積極的産業調整」政策ととらえ、スポーツのインパクトを検討する必要がある。①スポーツと生活の結合＝「新しい生活文化の創造」＝生活関連「ビジネスチャンスの拡大」。②「民活」型国土利用・形成、地域再開発とスポーツの結合。③産業調整＝雇用・人的資源再配置＝「柔構造」ライフスタイル＝日本型「学習社会」（ユネスコやOECDとは異なる）。④財界の主導性と関係省庁の対応・地位の変動。⑤失業問題、財政再建の放棄、大規模公共投資の再開・軍拡と福祉・教育・生活関連予算の大幅削減の矛盾、「受益者負担」の強要、賃金抑制、国民の購買力拡大・長時間労働是正に対する消極性、農業破壊等のインパクト。

(2)「生涯スポーツ」論の論調と問題点

“ちょっと待て、「生涯スポーツ」、右みて、左みて、手を挙げて、用心深く使いましょう”

早川 武彦

1. 生涯スポーツ（「臨教審答申」1987.4）のルーツ

生涯 教育 ・ 体育 ・ スポ ー ツ	1960. ユネスコ「国際成人教育会議」
	1971. ボール・ラングラン／波多野完治訳『生涯教育入門』
	1971. 平沢薫『教育的行動学』
	1971.6 「中教審答申」
	1972. 「保体審答申」
	1977.1 『生涯スポーツ』（竹之下『体育科教育』） －「楽しい体育」：学習指導要領
	1987.4 「臨教審答申」

2. 『生涯スポーツ』論とその展開

（略、当日配布資料、参照）

3. 『生涯スポーツ』論の特徴

①『生涯スポーツ』論は、1. で見たように、各種「答申」、および竹之下氏を中心とする「プレイ」論を元にしている。

②「プレイ」論の特徴が示しているように、対

社会的関係を捨象し、それ自体閉じた世界を構成している。

③したがって、個体発生（発達論）を説くが、系統発生は言わない。

④今日の社会が、“学習社会”であることを強調する。

4. 「生涯スポーツ」の勤めとその実践の問題性

(1)「生涯スポーツ」は、「生涯教育」政策にもとづいてすすめられている。その「生涯教育」政策は、次のような問題をもっている。①学校教育の多様化と生涯教育が直結するシステムを作る。これは、学校と地域の連携、学校教育と社会教育の協力で、子供・青年を管理する。また、学校中心の教育からの脱却、つまり高等教育機関の開放・社会教育施設などのスクラップ・アンド・ビルドを押し進めるものである。（藤岡貞彦「生涯教育政策のめざすもの」『国民教育』1981・秋号）②「学習者は単に対象であるだけでなく、学習課程の促進者で企画者でなければならない」（荒井邦男「ラーニング・ソサエティ」『現代のエスプリ』146号）。これは、これまでの自主的なサークル活動における主体的・創造的な活動とはことなり、あらかじめ組織し、設定した枠組みの中で、学習者の活動を引き出そうとする試みにはかならない。

(2)「生涯スポーツは、学校をはじめ、各市町村・自治体などで推進されようとしているが、そこでは、これまでのスポーツ・フォア・オール思想やユネスコ体育・スポーツ国際憲章が指し示すスポーツ権思想は、どの様に受け止められているのか。つまり、そこでは、これまでの体育・スポーツ運動が築いてきた成果の上にたって、理論や実践が進められているのかどうか。実は、こうした検討・批判がないまま「生涯スポーツ」は進められている。

5. 論 点

①『生涯スポーツ』の理論的根拠について

『生涯スポーツ』は、1. で見たようにそのルーツが「生涯教育」論にある。しかし、この「生涯教育」論は、ユネスコ「国際成人教育会議」やボール・ラングランが初めに提起した理念（個人の尊

敵」とはいささか趣を異にし、平沢薫や「中教審答申」(1971)にみられるように国家の側から捉えようとしたものである。『生涯スポーツ』は、こうした「生涯教育」の一環としての「生涯体育」に「楽しい体育」で味付けをし、今日的な表現にかえたものである。そこで、改めて「楽しい体育」のもつ意味とその背後にある思潮の検討が必要となる。

②『生涯スポーツ』の是非について

『生涯スポーツ』の主張と実践は、近年広がりを見せてきているかに見えるが、しかしその実態は、これまでの体育・スポーツ活動とそれほど変わってはいない。とはいえ、さらなる検討が必要である。

(3) スポーツ行政の民間委託化の実状

— 横浜市スポーツ振興事業団を中心に — 広畑 成志

1. 横浜市のスポーツ行政の基本理念

横浜市教育委員会体育課発刊『横浜のスポーツ』(1986年)によると、「スポーツは、本来、個人の自由な発意で自主的に行われるべきものであり」、「行政は、『スポーツをする環境づくり』としての施策の企画・調整及び施設整備を中心とした事務・事業を行い」とある。

この理念は、①スポーツを個人の「自助・自立」を原理としている点でも、②スポーツの条件整備を二次的な施策に位置づけている点でも、「憲法」、「社会教育法」、「スポーツ振興法」などの理念とは異質であり、スポーツ行政の「民間委託化」推進の原理となっている。

2. 「よこはま21世紀プラン」

現在の横浜市スポーツ行政の施策は、「よこはま21世紀プラン」実施計画にもとづいている。

同プランは、「21世紀を展望して、現在及び将来の横浜市民の安全で快適な生活を計画的に実現するために策定されたもので、政策の理念と枠組みを体系的に示したものである」。

その第3部第2章「健康な市民」第3節「スポーツ・レクリエーションの普及と振興」は、①スポーツ施設の整備、②レクリエーション施設の整備、③スポーツ・レクリエーション活動の普及、を柱にしている。

問題は、施設整備が「計画的整備」の枠のもとに、きわめてゆるやかなテンポでしかし進捗をみないものになっており、2000年の時点でも区スポーツセンター建設は14館程度のものである。

3. 横浜市スポーツ振興事業団の設立

1984年9月に、「財団法人横浜市スポーツ振興事業団」が設立された。

同事業団は、①横浜市から受託されたスポーツ・レクリエーション施設の管理・運営、②スポーツ教室の開催、③指導者の養成、④スポーツ情報の収集・提供等の事業を行うものである。

これは、スポーツ行政の実行部分の全面的な「民間委託」といえるものである。受託施設は区スポーツセンターの全館(現在4館)および横浜市所有の「自然の家」(2カ所)、「青少年野外活動センター」(3カ所)である。

「事業」団であることから、「使用料の徴収事務及び教室等の参加料の徴収」が運営の基本に置かれ、そのためにスポーツ教室の参加料は、受託外施設(学校開放施設など)で実施されるものに比較して相当高い金額になっている。

しかも、同法人の所轄部局は体育課の企画振興係となり、従来の社会体育係の枠組みからは離れたことによって、「スポーツ振興」と「社会体育振興」の実態的な区別がなされ、前者は「スポーツ事(営)業」の性格を強くしてきているといえる。

4. イベント・ホールの建設

横浜市は「国際都市」を標榜して、「新横浜イベントホール」の建設(新横浜駅前)に乗り出している。

これは第三セクター方式によるもので、1986年11月にその建設・運営にあたる新会社「横浜アリーナ」が発足している。この新会社は設立時の資本